



京都市文化市民局地域力推進室北部山間かがやき隊
宍陰・水尾地域担当 五明 昇祐
京都市右京区嵯峨嵯原宮ノ上町二一五 宍陰出張所
電話 〇七七七 四四 〇三一四

寒空の下 心温まる 一時

宍陰ファンクラブ 野菜収穫体験



宍陰ファンクラブ秋の収穫体験が十二月二日、行われました。寒い中でしたが、天気にも恵まれ、絶好の収穫日和でした。

三家族、一二人の会員の皆様にお集りいただき、宍陰山と星の家で、一家族ずつ、宍陰のお米十キロが贈呈されました。その後、越畑の農家さんの畑に移動して、野菜の収穫が始まりました。

目を見開くほど大きな白菜、大根、キャベツ、ネギ、かぶが今年も立派に実っていました。農家のお父さんに教えてもらいながら、みんな家族で楽しく収穫しました。

「(童話の)おおきなかぶみたい」と子どもたちは大はしゃぎです。畑を駆け回ったり、大きな白菜の葉っぱでお面を作ったり・・・。

収穫は一時ほどで終わりましたが、一家族でも食べきれないほどたくさん野菜を収穫。この後、ご家庭でどう召し上がられたのでしょうか・・・。

宍陰の畑でほのぼのとした時間を過ごすことができました。

水尾の柚子を搾るため 柚子搾り隊参上!

水尾地域は一二月末から繁忙期に入ります。人手が足りないので、外部からゆず搾りのお手伝いさんが来てくれます。それが柚子搾り隊です。

毎回六人〜九人ほどが集まり、山と積まれた柚子が一気に圧搾されます。果汁は酒造メーカーさんへ、柚子皮はお菓子屋さんなどに出荷されます。

作業が終わると、みんな柚子のいい匂いを漂わせます。お昼にはカップうどんに柚子を入れて楽しむ人も。ああ〜。



隊員雑感



▽私はカラオケに行ったことがないし、他の娯楽施設も何年も行ってない。驚かれるとともに娯楽のなさを心配される。だがムリして行っても楽しくなかったりする。

▽現代の娯楽は大量生産型で受動的だ。既成のモノを一律的に短時間の内に楽しませられるということになり、積極性や独自性が感じられないのでは。娯楽施設の労働者も心身ともに疲弊している。ある「夢の国」では「悪夢の国」になっているとか。ハハッ。

▽田舎暮らしを始めると周りには自然のモノばかりになる。時間もたくさんある。自分ですらなければいけないことも多い。日々、今の環境を、自然のモノを楽しみ、活用する。▽自宅の裏庭の柚子が綺麗に実り、傷だらけになりながら収穫したら段ボール二箱分になった。果汁を絞ったり、皮を干したりして料理や柚子湯などに使う。だが、柚子収穫で傷だらけなのに柚子湯に入ってしまったのは愚行だった。ギヤアアア!痛い!

かがやく宍陰の未来

宍陰小中学校 発表会

十二月五日、宍陰小中学校に平井宍陰活性化実行委員長とともに、六年生の総合学習の授業協力に行きました。

宍陰ファンクラブへの提案として、昆虫採集イベント、そり遊びイベント、旧農具を使った昔ながらの田植え体験、「まつばら」でのそばプリンづくり体験などを提案してくれました。

宍陰の現状を踏まえたうえで、柔軟かつ実現可能性もある提案だったので、来年度の計画に反映できればと思います。

情報交換の後は、宍陰きらきら Talking Time 発表会が行われました。小学生は「宍陰の活性化」、中学生は「戦争と平和」、「沖繩の基地問題」について、それぞれが一生懸命調べたこと、考えたことを全校生徒の前で発表してくれました。

立派な発表と提案、宍陰の未来は明るいですね！



空き家から考えること

空き家セミナーに参加

十二月三日は、「専門家による空き家発生予防のミニ講座」(下京区役所)、八日は「アナタの実家のカタづけを考える時間 空き家予防&活用編」(上京区役所)に参加してきました。

空き家の予防や活用について、行政や専門家の方々から学び、市民の方々からも空き家に関する様々な悩みを聞き、意見・情報を共有することができました。

空き家問題はいろんなこととつながっています。相続・終活といった法律問題から、まちづくりや地域活性化といったことまで、上京区では行政や専門家による空き家対策ネットワークが形成されています。

北部山間地域においても空き家問題にとどまらない、地域の抱える問題を解決するためのネットワークを作っていければいいのですが！



先日、市内のある書店に行くと、法律書コーナーにおいて「遺書」という案内がありました。おいおい、それは「先立つ不孝をお許しください・・・」というものでしょう。縁起でもない。正式には「遺言書」です。しかし、やはり「遺書」的なイメージになってしまふのか、「縁起が悪い！」と言って遺言書を書くことを躊躇される方が多いようです。

遺言書に抵抗があるなら、エンディングノートを書いてみてはどうでしょうか。自分の財産一覧や、葬儀・埋葬に関することといったカたいこと以外にも、自分の思い出や大切な人へのメッセージを残すものです。書店に行くと、書き込み式のエンディングノートが1000円ほどで売られています。

思い出を語りながら エンディングノートを

遺言書と異なりエンディングノートは、記載内容などは定められておらず、原則として法的効力が発生しません。何度も書き直しても結構です。

生前には備忘録として役立ちます。亡くなった後もご遺族が財産を調べる手がかりになったりするので、書いておくに越したことはないと考えます。

ご家族と一緒に思い出を語り合いながらエンディングノートを書いてみてはどうでしょうか。

エンディングノートに 書いておくこと

- (1) 自分の個人情報(氏名・生年月日・住所・本籍地など)
- (2) 自分の思い
- (3) 自己的人間関係
- (4) 財産一覧(預貯金や株式、不動産、保険、負債など)、その処分方法についての希望
- (5) 葬儀・埋葬について
- (6) 病気やケガの治療についての希望
- (7) 大切な人へのメッセージ

*あくまで一例です。